

郡山警察署(自転車対策重点地区・路線図)

○選定理由

いずれの路線も通学や買い物等による自転車の通行量があり、事故の発生が心配される路線です。

○普通自転車の通行方法について

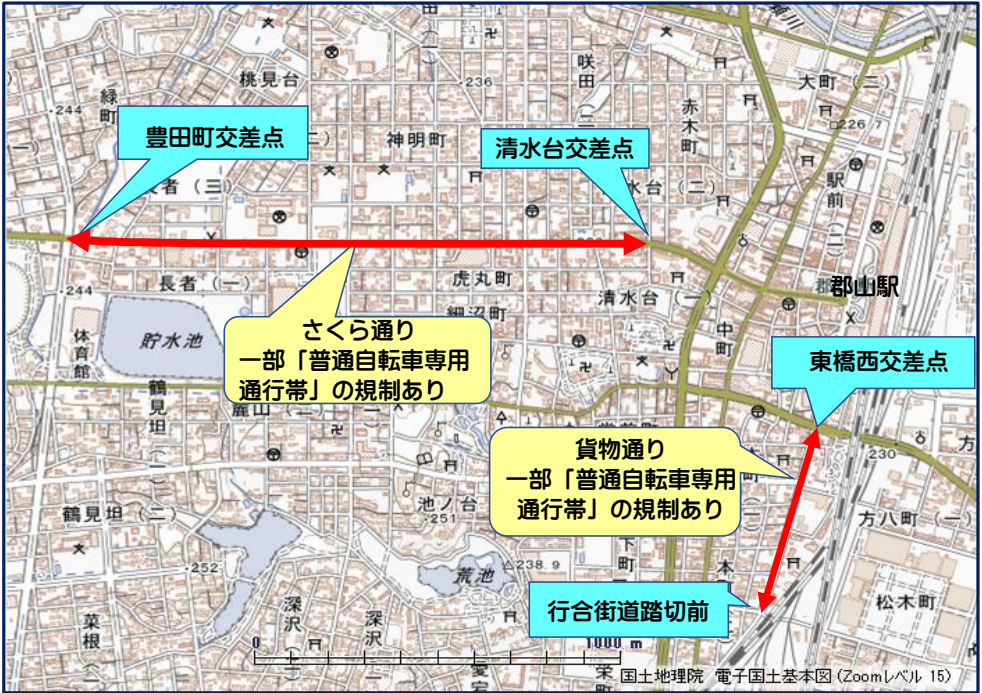
自転車安全利用五則を守って走行しましょう。

「普通自転車専用通行帯」が設置されている場合は、左側の通行帯を走行しましょう。

○ヘルメットを被りましょう。

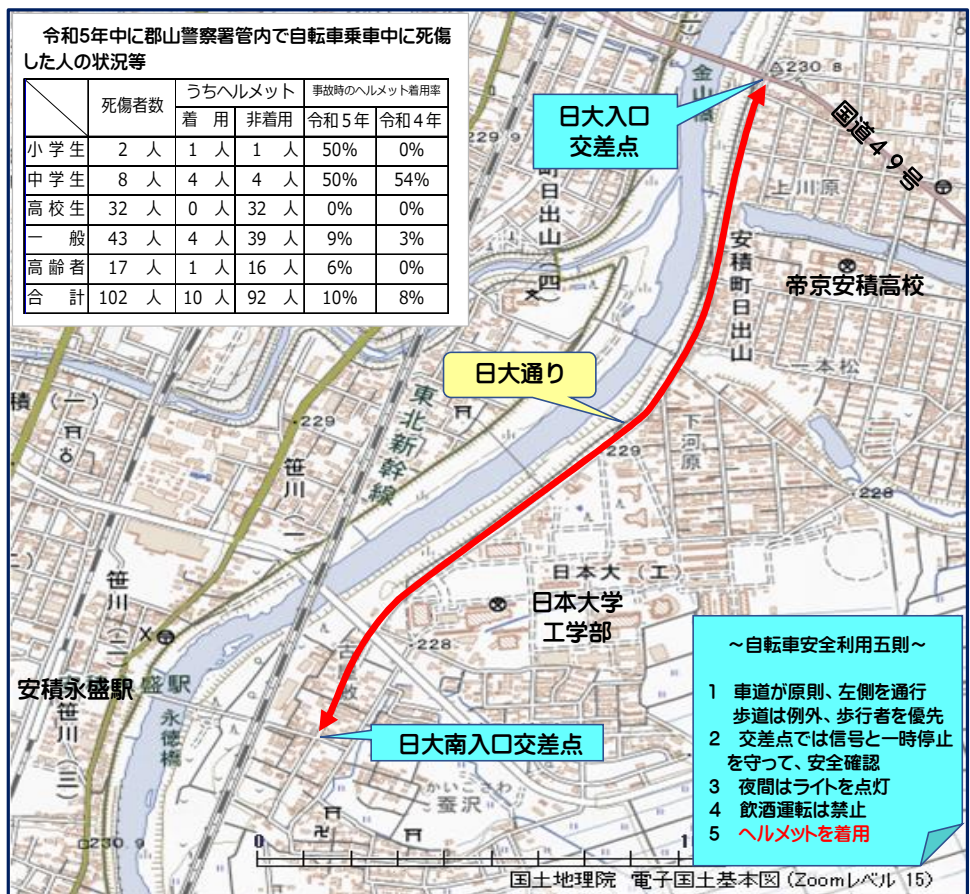
令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。

万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう！



令和5年中に郡山警察署管内で自転車乗車中に死傷した人の状況等

	死傷者数	うちヘルメット		事故時のヘルメット着用率	
		着用	非着用	令和5年	令和4年
小学生	2人	1人	1人	50%	0%
中学生	8人	4人	4人	50%	54%
高校生	32人	0人	32人	0%	0%
一般	43人	4人	39人	9%	3%
高齢者	17人	1人	16人	6%	0%
合計	102人	10人	92人	10%	8%



～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用